

15.07

パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断

優先権は、第一国出願に基づいて優先期間内に我が国に意匠登録出願をした場合、その出願について享受することができる利益であり、優先権の主張の効果が認められるためには、我が国への意匠登録出願の意匠とそれに対応する優先権の基礎となる第一国の最初の出願の意匠とは同一でなければならない（パリ条約4条A(1)、同条B）。ただし、願書や図面等の様式は各国法令の相違により多様であることから、意匠の表現形式にかかわらず「優先権証明書類等」（意15条1項〔準〕特43条2項）の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。